

地域包括支援センターの 運営体制の見直しについて

平成28年10月28日
高齢施策担当部
高齢者支援課

地域包括ケアシステムの確立

○ 団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け、また、その後のさらなる高齢化も見据え、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立（ビジョン 戦略計画5）

地域包括支援ネットワーク

病気になったら…
医療

介護が必要になったら…
介護

病院:
急性期、回復期、慢性期

日常の医療:
・かかりつけ医、有床診療所
・地域の連携病院
・歯科医療、薬局

通院・入院

通所・入所



■在宅系サービス:
・訪問介護・訪問看護・通所介護
・小規模多機能型居宅介護
・短期入所生活介護
・24時間対応の訪問サービス
・看護小規模多機能型居宅介護 等

■施設・居住系サービス
・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
・認知症共同生活介護
・特定施設入所者生活介護 等

相談業務やサービスの
コーディネートを行います。

・医療・介護連携チームの編成

住まい



・自宅
・サービス付き高齢者向け住宅等

■介護予防サービス

・街かどケアカフェ

いつまでも元気に暮らすために…
介護予防・生活支援
(総合事業)



保健相談所

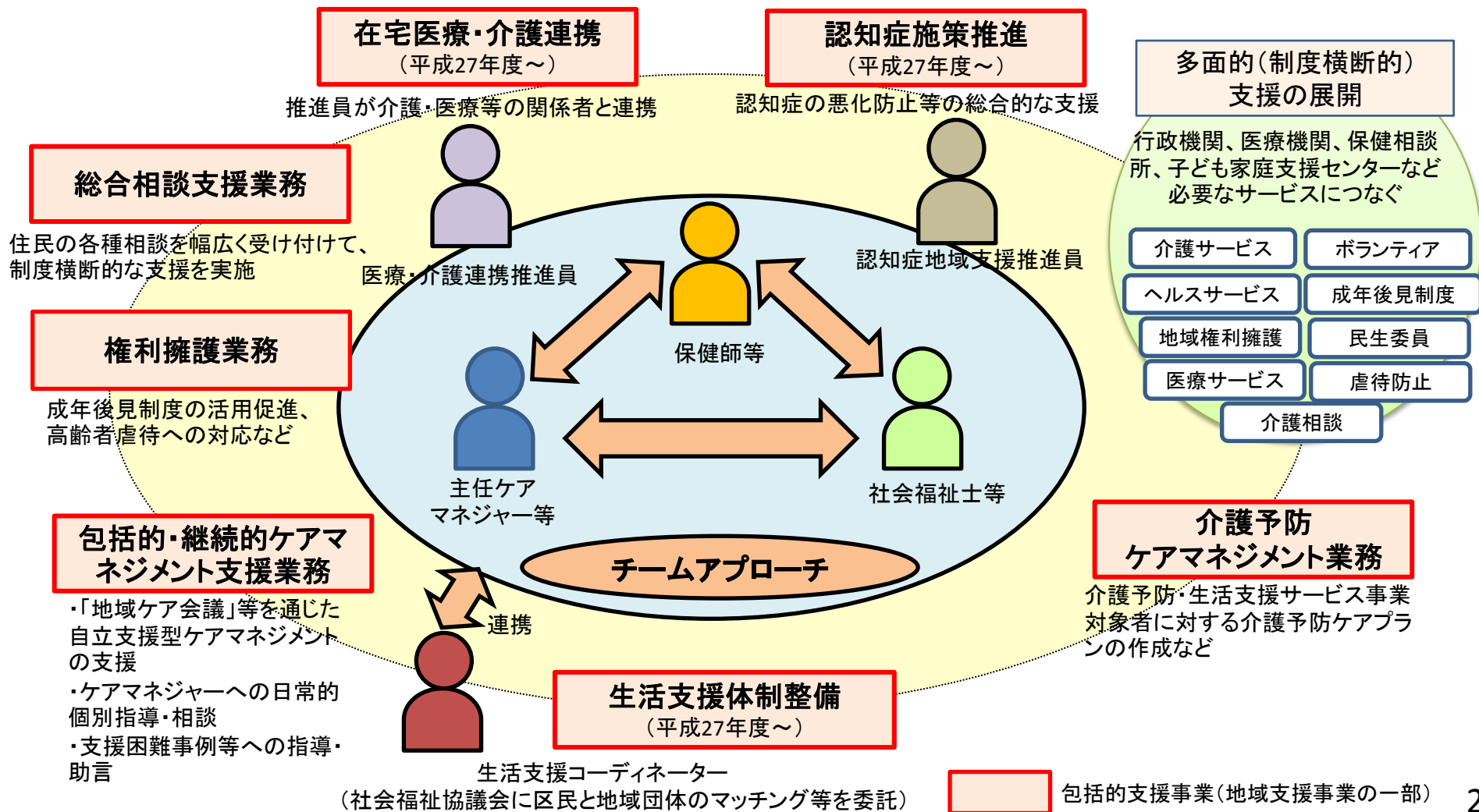
地域包括支援センター

・主任ケアマネジャー
・保健師・看護師・社会福祉士
・医療・介護連携推進員
・認知症地域支援推進員

老人クラブ、町会・自治会、ボランティア、NPO 等

地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(ケアマネ)を常勤で配置し、3職種のチームアプローチにより、高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援
- 練馬・光が丘・石神井・大泉の4圏域で、4か所の高齢者相談センター本所と25か所の支所が連携して、相談・支援を実施



地域包括支援センターの現状・課題、目指す方向性

1 地域包括支援センターを取り巻く現状と課題

(1) 高齢化の進展

- ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加。介護給付費の増加
- 高齢者の多くは通院や往診等、何らかの方法で医療を受診

(2) 地域包括支援センター運営の課題

- 相談対応やケアプラン作成件数の増加により、業務が過大な状況
(相談対応 H26年度 145,293件 ⇒ H27年度 175,251件)
(ケアプラン作成 H26年度 6,646件 ⇒ H27年度 22,252件)
- 高齢者相談センター本所・支所・併設支所、在宅介護支援センターの運営構造が区民から分かりづらい。

(3) 国・都の主な動向

- 社会保障審議会介護保険部会にて検討中
- 保険者機能の発揮・向上の取組(ケアマネジメント支援の充実等)
- 地域包括支援センター相談体制の拡充等の相談支援の強化
- 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が都の保健医療計画と同時改定となることを踏まえ、医療と介護のより一層の連携強化

センターには一層の機能強化と、運営上の課題解決が求められている。

2 ケアマネジャーおよび地域包括支援センターのアンケート結果から見える現状と課題

(1) ケアマネジャーを対象としたアンケート

- 87.1%のケアマネジャーが、地域包括支援センター機能強化を望む
- 機能強化を望む上位は、「高齢者虐待・困難事例対応(61.0%)」「訪問支援(同行訪問等)の充実(44.1%)」等

(2) 地域包括支援センターを対象としたアンケート

- 総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務の強化を求める意見が多く支所よりあげられた。
- 「本所・支所、在宅介護支援センター業務のすみ分け、役割分担が不明確だと感じることがある。区民からも分かりにくいと指摘を受けている。」

ケアマネジャー、地域包括支援センターともに、今後、総合相談支援業務や権利擁護業務への対応強化が必要と考えている。

超超高齢社会の到来に向けて、地域包括支援センターは、各地域ごとに区民や地域団体、介護事業者等と協働し、地域包括ケアシステムの中核機能を更に発揮できる体制をめざす

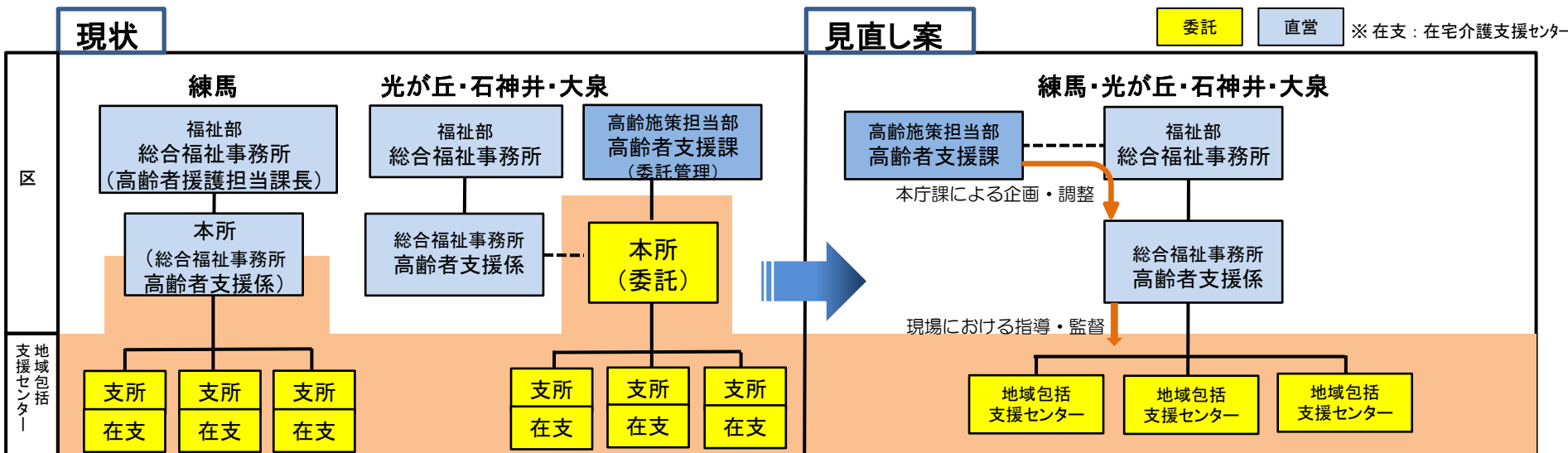
第7期(30~32年度)
に向けた機能強化

- ① 訪問支援の充実など、ひとり暮らし高齢者支援の強化
- ② 医療・介護連携や認知症対策の充実など、相談・調整機能の強化
- ③ 区民・地域団体・事業者との協働による介護予防・自立支援の強化
- ④ 委託法人と区が一体となった高齢者虐待対応、困難事例対応の強化

地域包括支援センターを強化するためには
現在の本所・支所体制を含めた見直しが必要

地域包括支援センターの運営体制見直しの枠組み(たたき台)

- 地域包括支援センターの強化に向けて、現在の高齢者相談センター本所・支所、在宅介護支援センターの体制と、区役所の体制を一体的に見直し（平成30年度から新体制での運営開始）
- 現在の運営体制を地域包括支援センター25か所体制に再編し、総合福祉事務所の高齢者支援係が各センターを統括
- 再編後、センター職員を増員
- これに合わせて、名称を「高齢者相談センター」から「地域包括支援センター」へ変更
- より身近で利用しやすい窓口とするため、出張所跡施設などへ移転（平成29年度から順次実施）



本所4か所（直営1 委託3） 支所25か所（すべて委託 内4か所は本所併設）

- ・地域包括支援センターは4か所（本所）
- ・25か所の在宅介護支援センターがサブセンターとして支所業務を実施
- ・25か所の内、4か所は、本所と併設し、支所業務を実施
- ・練馬以外は、総合福祉事務所の高齢者支援係と委託本所が、連携体制（練馬では、総合福祉事務所の高齢者支援係が本所を兼ねる）
- ・練馬以外は、委託本所が委託支所に指導・助言
- ・「地域包括支援センター」「高齢者相談センター（本所・支所）」「在宅介護支援センター」という名称が混在

地域包括支援センター（委託）25か所

- ・全所を25か所の地域包括支援センターに再編（本所化）
- ・併設支所と在宅介護支援センターは廃止
- ・本庁課である高齢者支援課が企画・調整を行い、福祉事務所の圏域ごとに、総合福祉事務所の高齢者支援係が各センターを指導・監督
- ・練馬における、総合福祉事務所の高齢者支援係と本所の兼務は解消し、すべて委託で運営
- ・名称を「高齢者相談センター」から「地域包括支援センター」へ変更

地域包括支援センターの運営体制見直しにより充実するサービス(たたき台)

- 高齢者相談センター本所、支所、在宅介護支援センターを一本化することによって、区民にわかりやすい窓口へ
- 各センター職員を増員して、高齢者の支援を強化
- 訪問支援担当と区民ボランティアによる、ひとり暮らし高齢者等への個別訪問を新たに実施
(平成29年度からモデル事業として3か所で実施)
- 医療と介護の相談窓口を4か所から25か所に増設し、退院に向けたサービス調整等に対応
- 各センターごとに、生活支援をはじめとする高齢者支援体制を構築

| 業務区分 | 取組項目 | 内容 | 現在 | | | 見直し後 | | |
|-------------------------------|---------------------------|---|----|-------------|------|------|-------------|--------|
| | | | 区 | 日常生活圏域(4圏域) | 支所区域 | 区 | 日常生活圏域(4圏域) | センター区域 |
| 総合相談支援業務 | ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加への対応強化 | ・各センターに訪問支援担当を配置したうえで、区民ボランティアを活用した訪問支援事業を新たに実施 ・アウトリーチによる個別支援強化 | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ |
| 在宅療養・介護連携 認知症施策推進 | 医療と介護のさらなる連携、認知症対策の強化 | ・各センターに医療介護連携推進員を配置し、医療と介護の相談窓口を増設(4所→25所) ※医療介護連携推進員は認知症地域支援推進員を兼務 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 権利擁護業務 | 高齢者数増加に向け、迅速・確かな虐待対応 | ・圏域ごとの総合福祉事務所とセンターが一体となって対応 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 区民や事業者と連携して高齢者を支える機能の向上 | ・職員増に合わせ業務を明確化 ・各センターにおいて、地域ケア会議等を通じたケアマネジメント強化 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 介護予防ケアマネジメント業務 | 相談件数が増加する中でのケアマネジメントの質の向上 | ・職員増に合わせ業務を明確化 ・各センターにおいて、介護予防につながるケアマネジメントを充実 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 生活支援体制整備 | 支所圏域における地域づくりの推進 | ・職員増に合わせ業務を明確化 ・各センターにおいて地域ごとに生活支援体制を構築 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |



今後のスケジュール(予定)

- | | |
|----------|--|
| 平成28年12月 | 高齢者基礎調査を実施 |
| 平成29年2月 | センター見直し案の作成、新体制への移行準備開始 |
| 平成29年4月～ | センター(支所)を出張所跡施設などへ移転開始 <ul style="list-style-type: none">・7月 大泉西出張所、大泉北出張所跡施設へ移転・9月 第八出張所跡施設へ移転・30年度以降 桜台出張所跡施設へ移転(大規模改修工事終了後) |
| 平成29年4月～ | 訪問支援事業のモデル事業を順次実施 <ul style="list-style-type: none">・4月 石神井高齢者相談センター富士見台支所・7月 大泉西出張所跡施設活用による支所・年度内 練馬高齢者相談センター中村橋支所 |
| 平成29年10月 | 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)作成 |
| 平成30年3月 | 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定、関係条例改正 |
| 平成30年4月 | 新体制での運営開始 |